

鳥取県告示第351号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成22年7月1日（木）	午後1時から 午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 郡家公民館
〃	平成22年7月2日（金）	〃	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡公民館
〃	平成22年7月5日（月）	〃	八頭郡八頭町徳丸625 八東フルーツ総合センター
八頭郡 若桜町	平成22年7月6日（火）	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館
八頭郡 智頭町	平成22年7月13日（火）	〃	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡	平成22年7月22日（木）	〃	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター
〃	平成22年8月2日（月）から同月31日（火） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらし の安心推進課